

★★令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

(単位:千円)

都道府県名		長野県		電話番号		0266-62-9332		第一次配分額		78,756		第一次交付限度額		78,756																			
地方公共団体名		富士見町		メールアドレス		kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp		第二次配分額		226,558		第二次交付限度額		226,558																			
都道府県・市町村コード(5桁)		20362		交付対象経費		539,765		第三次配分予定額 (本省繰越希望額を除く)		118,158		第三次交付限度額(地方単独分)		110,986																			
担当部署課名		総務課企画統計係		国庫補助事業費		6,587		本省繰越予定額		-		第三次交付限度額(補助裏分)		7,172																			
担当者氏名		名取俊典		地方単独事業費		533,178		配分予定額計		423,472		第三次交付限度額のうち 本省繰越希望額 (第三次地単分+法定率事業分以内)		-																			
								移替先		総務省		交付限度額計		423,472																			
No.	確認済事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分							
																	総事業費	補助対象事業費	B	C	D	E					F	G					
合計																	587,236	14,414	7,432	539,765	-	40,039	-										
1	○	単		県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業		①②長野県と市町村が連携して実施する、休業要請に応じた事業所に対する協力金等給付事業への市町村協力金(1事業所当たり県20万円・市町村10万円の計30万円を給付) ③69事業所×10万円(市町村協力金分) ④長野県(事業者へは県から給付)	○	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R2.4	R2.9	6,900	-	-	6,900	-	-	-					R2補正(地)					
2	○	単		事業者・町民応援商品券事業		①②緊急事態宣言による自粛要請で打撃を受けた「事業者」と、所得が減少している「町民」を同時に支援するため、町民に「地域振興券」を発行し消費を喚起する。また、取扱店を紹介するため、商店等で形成された団体が作成するパンフレットは配布に係る経費の支援、観光事業者で組織された団体が誘客に取り組む事業の経費を行う。 ③第1弾 振興券 14,500人×3千円=43,500千円 第2弾 振興券 14,500人×6千円=87,000千円 ・印刷、封筒購入費 3,500千円 ・郵送料 6,000世帯分 5,300千円 ※県補助金39,644千円 ④町民	-	-	-	-	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	⑨商品券・旅行券	R2.5	R3.3	139,300	-	-	99,656	-	39,644	-					R2補正(地)					
3		単		持続化給付金追加支援事業		①②国の持続化給付金の対象事業者に対して、国制度に連動した上乗せ方式による追加支援金を給付し、事業者の事業継続を支える。 ③450事業所(経営体)×20万円(上限) ④国持続化給付金給付対象事業者(売上が前年同月比50%以上減少)	-	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R2.5	R3.3	90,000	-	-	90,000	-	-	-					R2補正(地)					
4	○	単	51	テレワーク推進事業		①「新しい生活様式」等への対応、「地域未来構想20」に掲げる新たな暮らしのスタイルの確立⑬リビングシフトとして、都市と地域の両方の良さを活かして働く・楽しむスタイルを開拓する。森のオフィスのコワーキング補助を利用し、2拠点での生活を行うことで、関係人口の増加と移住促進を図る。 ②③7月から3月までの9ヶ月間分の家賃や森のオフィス使用料等 ・助成金 83千円×9ヶ月×5名=3,735千円 ④森のオフィスのコワーキング補助の利用者で町外から富士見町へ移住した者	-	-	-	-	-	-	IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	⑬リビングシフト	R2.7	R3.3	3,735	-	-	3,735	-	-	-					R2補正(地)					

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分				
																	総事業費	B									補助対象外経費			
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他								
5	○	単	36	新型コロナウイルス応急対策事業		①感染防止対策として、庁舎内の感染防止対策用品の購入と、避難所において感染の疑いがある避難者を一時的に収容するために必要な避難所の整備に係る資機材の購入、及び広報活動用車両化整備を進め感染拡大防止を図る。 ②③1. 庁舎内の感染防止対策用品の購入費 5,562千円 ・マスク29,000枚 1,527千円 ・フェイスシールド30枚 20千円 ・消毒液110L 756千円 ・衝立45枚 339千円 ・噴霧器4台 133千円 ・スプレーボトル10本 5千円 ・ポリタンク25個 108千円 ・使い捨て手袋 24千円 ・メッシュベスト30着 231千円 ・啓発チラシ印刷用紙 15千円 ・ワンタッチテント1個 473千円 ・緊急時用エアークリーン1個 1,931千円 2. 感染の疑いがある避難者を一時的に収容するために必要な避難所の整備に係る資機材の購入費 15,518千円 ・段ボールベット60個 574千円 ・間仕切り60個 1,366千円 ・折り畳み式ベット 60個 416千円 ・プライベートルーム36個 1,575千円 ・LEDランタン120個 634千円 ・ガソリン携行缶7個 58千円 ・非接触式体温計10個 82千円 ・折り畳み式テーブル10個 176千円 ・ブルーシート90枚 220千円 ・ゴミ箱18個 47千円 ・感染防止専用コンテナボックス45個 148千円 ・フェイスシールド150枚 58千円 ・石油ストーブ15台 495千円 ジェットヒーター2台 770千円 ・大型扇風機7台 231千円 ・バルーン型投光器7台 2,996千円 ・発電機7台 1,602千円 ・投光器付発電機2台 880千円 ・コードリール7個 116千円 ・浄水器6個 852千円 ・ワイヤレスメガホン7個 1,034千円 ・体温計測顔認証カメラ3台 1,023千円 ・災害対策本部用モニター1台 165千円 3. 車両搬装代(無線機移設費用含む) 1,150千円 ・アンプ付赤色回転灯 500千円 ・簡易デジタル無線(車載用) 300千円 ・消防団無線機・防災行政無線機移設費 200千円 ・免許登録代(緊急指定・無線) 50千円 ・既設車両移設費 100千円 ④町民、役場庁舎	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	②いずれも該当しない	R2.5	R3.3	22,230											R2補正(地)		
6	○	単	12	リモートワーク環境整備事業		①地方公共団体、各企業では通勤自粛やテレワークの推奨によりリモートワークの需要が高まってきたことから、今後も継続する新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、役場庁舎内のリモートワークに特化したWi-Fi環境整備を図る。WEB会議に特化したネットワーク環境を整備することで、新型コロナウイルスの感染拡大といった非常事態時も日常と変わらない適切な行政サービスを提供できる。 ②③WEB会議用ネットワーク環境整備 7,675千円 ・ネットワーク整備工事 6,264千円 ・専用パソコン 154,000円×3台=462千円 ・専用スピーカー 18,000円×5台=90千円 ・啓発用モニターとスタンド(1式)=110千円 ・Wi-Fiルーター(1式) 50千円 ・専用パソコン保守費 26千円×3台=78千円 ・ポケットWi-Fi使用料 月額11千円×9ヶ月=99千円 ・光回線使用料 月額29千円×2回線×9ヶ月=522千円 ④役場庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	②いずれも該当しない	R2.7	R3.3	7,675											R2補正(地)
7	補		12	介護保険事業費補助金	厚労	(通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業) ①新型コロナウイルス感染拡大による介護予防の場の活動自粛への対応として、新設された通いの場の後方支援事業を活用し、高齢者の虚弱防止を図る。閉じこもりがちな高齢者に自宅で運動の機会を提供することで、介護認定率の上昇が期待される。 ②③介護予防動画制作・放映事業 2,497千円(内訳) ・ストレッチ・体操動画制作 435千円 ・お知らせ動画制作 155千円 ・放映料(毎日15分) 280千円×6ヶ月=1,680千円 ・消費税 227千円 ④町全域の65歳以上の高齢者	-	-	-	-	-	-	①-I-1. マスク・消毒液等の確保	②いずれも該当しない	R2.6	R3.3	2,497	2,497	1,664	833	-	-	-						R2補正(国)	

















No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分	
																	総事業費	B									補助対象外経費
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他					
32		単		緊急事業継続支援事業		①令和3年1月の緊急事態宣言により、行動自粛と会食控えがおこり、飲食業と回復傾向にあった町内観光・宿泊業は再び大きな影響を受けた。この情勢を踏まえ、例年は特別需要がある1月に大きな影響を受けた町内の飲食店と観光業・宿泊業の事業継続を緊急に支援するため支援金を交付する。 ②③緊急事態宣言の影響で売上が30%以上減少した町内の飲食店、宿泊業及びスキー場、日帰り温泉事業者で、令和3年1月の事業に必要な固定費(売上一仕入額)の一部について支援金(上限1,000千円)を交付する。 支援金=過去2年の1月の平均固定費-令和3年1月の固定費 ・飲食店 100件×210千円=21,000千円 ・宿泊業 50件×280千円=14,000千円 ・日帰り温泉 8件×270千円=2,160千円 ・観光業(スキー場) 2件×1,000千円=2,000千円 ④町内事業者	-	○	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R3.2	R3.3	39,160									R2補正(地)	
33		補	12	母子保健衛生費補助金	厚労	(新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業) ①妊産婦向けの教室が中止となり、感染を懸念して相談を躊躇する妊産婦に対し、オンラインで個別相談や教室を開催することにより、積極的に情報提供や相談対応を行うことができる。 ②③オンライン用パソコン等の購入費 1,132千円 ・パソコン 175千円×1台=175千円 ・専用スピーカー 18千円×2台=36千円 ・モニター 119千円×1台=119千円 ・アクセスポイント 134千円×4台=536千円 ・スイッチハブ 128千円×2台=256千円 ・消耗品 10千円 ④保健センター	-	-	-	-	-	-	①-I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	②いずれも該当しない	R2.7	R2.12	1,132	1,132	566	566						R2補正(国)	
34		補	12	障害者総合支援事業費補助金	厚労	(新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等) (特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業) ①(1)障害福祉サービス事業所の感染拡大に伴い生じた費用を補助することで利用者の安全確保を図る。 (2)特別支援学校の臨時休業により、放課後等デイサービスの利用が増加し、事業所では利用負担の増額分を免除しているため、事業所への補助により福祉サービスの利用機会を確保し、経済的負担軽減を図る。 ②③(1)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を行う地域活動支援センター、日中一時支援事業所において、利用者への支援や安全確保のため増加した経費について補助金を交付する。事業費70千円(国1/2) ・地域活動支援センター 50千円×1事業所=60千円 ・日中一時支援事業所 10千円×1事業所=10千円 (2)臨時休業中に増加した放課後等デイサービスの利用者負担を免除した事業所に補助金を交付する。 ・対象 2事業所 60千円(国1/2、県1/4) ④(1)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を行う地域活動支援センター、日中一時支援事業所 (2)児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業を行い、利用者負担の増額分を免除した事業所	-	○	-	-	-	-	①-I-1. マスク・消毒液等の確保	②いずれも該当しない	R2.9	R3.3	130	130	65	50	15						R2補正(国)